

## 令和元年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 令和元年 5 月 13 日（月） 11 時 00 分～11 時 25 分

場 所 九州農政局長室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、企画調整室調整官、消費・安全消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

### 概 要

#### 1. 冒頭、委員長（九州農政局長）から各委員に対し、以下の発言。

##### （1）委員会開催の趣旨について

4 月異動で 8 名の幹事及び委員が交替したので、本委員会を設置した経緯をあらためて説明する。

平成 19 年、緑資源機構の発注に関し当省 OB が関与した官製談合事件等を契機に、国民の信頼確保を目的として「農林水産省発注者綱紀保持規程」が制定され、同年、規程に基づき「九州農政局発注者綱紀保持委員会」を設置した。委員会においては、研修等の方針のほか、不当な働きかけの報告があった事案の調査分析及び公表に関することなどの審議をお願いしたい。

##### （2）昨年度の情勢

昨年度は東日本大震災復旧工事を巡り、当省 OB が職員に働きかけ、技術提案書の添削や未公表情報の教示を受けた不祥事案を受け、6 月に農水省として再発防止策を決定し、コンプライアンス及び情報管理の徹底に取り組んできた。

九州局としても、農林水産省の再発防止策に加え、事業（務）所等での研修の実施や事務連絡を発出し、職員への発注者綱紀保持の徹底を周知するなど取り組みを強化してきたところ。

##### （3）委員への要請

不正事案防止のためには、法令遵守の意識が組織として浸透するよう何度も繰り返し周知徹底を図ることが重要。

この 4 月に入省した若い職員にも、農林水産省の一員として、正しい知識と高いモラルを身につけてもらえるよう、本日ご審議頂く方針も踏まえ、職員への指導に取り組んでいただきたい。

#### 2. 以下の項目について、事務局（総務部総務課監査官）から説明。

（1）九州農政局における平成 30 年度の発注者綱紀保持対策の実施状況について

（2）九州農政局における令和元年度発注者綱紀保持対策方針について

#### 3. 委員からの意見

特になし

以 上

令和元年度  
九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

会 議 資 料

日 時 : 令和元年5月13日(月)

場 所 : 九州農政局長室

令和元年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 令和元年5月13日（月） 11:00～

場 所 九州農政局長室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）平成30年度発注者綱紀保持対策の実施状況について ……資料1

（2）令和元年度発注者綱紀保持対策方針（案）について ……資料2

（3）その他

4. 閉 会

## 1. 平成30年度発注者綱紀保持研修について

## ①実施状況

平成30年度発注者綱紀保持対策方針に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を対象に各種会議等において、下記のとおり研修を実施した。

開催日・研修等名	受講者	実施内容
4 / 16 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内事業（務）所等の 管理監督者 計17名	・管内国営事業（務）所等所長会議の一環で実施 発注者綱紀保持対策について周知
6 / 26 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内事業（務）所等の管 理監督者等 計20名	・管内国営事業（務）所工事課長等会議の一環で実施 ① 入札談合防止に向けて（講師：公正取引委員会事務総局 九州事務所） ② 平成29年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果 ③ 平成30年度発注者綱紀保持対策方針
7 / 5 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内県拠点・事業（務） 所等の管理監督者等 計29名	・管内県拠点・事業（務）所庶務担当課長等会議の一環で実施 ① 平成29年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果 ② 平成30年度発注者綱紀保持対策方針 ③ 独占禁止法と入札談合等関与行為防止法
7 / 26 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内県拠点・事業（務） 所等の管理監督者等 計40名	・管内事業（務）所次長（事務）及び用地・管理担当課長会議の一環で実施 ① 平成29年度発注者綱紀保持チェックシートの認識度結果 ② 平成30年度発注者綱紀保持対策方針 ④ 独占禁止法と入札談合等関与行為防止法
9 / 25 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内事業（務）所等の 管理監督者 計16名	・管内国営事業（務）所等所長会議の一環で実施 発注者綱紀保持の徹底について （東日本大震災復旧工事に係る公正取引委員会からの申し入れを受けて再発防止策等）

開催日・研修等名	受講者	実施内容
12/18 九州農政局 発注者綱紀保持研修	・管内事業（務）所等の 管理監督者 計17名	・管内国営事業（務）所等所長会議の一環で実施 発注者綱紀保持対策について周知
2/13 管内庶務等関係事務担当者会議における研修	・管内事業（務）所等の 庶務事務担当者等 計37名	・管内国営事業（務）所等庶務事務担当者会議の一環で実施 発注者綱紀保持規程について、研修資料により周知
3/15 管内事業（務）所等積算担当者会議における研修	・管内事業（務）所等の 積算事務担当者 計110名	・管内事業（務）所等の積算事務担当者会議の一環で実施 ①発注者綱紀保持マニュアルの一部改正内容 ②eラーニングの認識度結果について
8～3月 退職前研修	退職予定者 計48名	WEB会議も利用し、本省から配布された研修資料により実施
11/1～3/22 管内事業（務）所等における研修	局会計課、農村振興部及び管内事業（務）所発注事務担当者等 計579名	各部署において、本省予算課から配布されたDVD及び研修資料等により実施。

延べ 913名

## ②研修内容の周知状況のフォローアップ調査結果

各種会議で実施した発注者綱紀保持研修（H30.9月迄実施分）の内容について、各研修に出席した管理職等から事業所、県拠点職員に対し適切に周知されているかどうか調査するため、10月末に各事業所、県拠点に対しフォローアップ調査を実施した。

調査の結果、研修の出席者は定例会等を利用し、各職員へ研修内容について適切に周知を行っている状況であった。

## 2. 発注者綱紀保持研修（WEB研修）の実施状況について

平成30年7月25日から8月24日まで、管内全職員（臨時職員は除く）を対象として、発注者綱紀保持研修（WEB研修）を実施した。

- 管内全職員数・・・1,723名
- 対象者数・・・1,708名（育休・病休等による15名は対象除外者。）
- 履行者数・・・1,582名（実施率92.6%）

## 3. 発注者綱紀保持対策eラーニング研修の実施状況について

平成30年11月26日から12月21日まで、管内全職員（臨時職員は除く）を対象として、発注者綱紀保持対策eラーニング研修を実施した。

- 管内全職員数・・・1,720名
- 対象者数・・・1,700名（育休・病休等による20名は対象除外者。）
- 履行者数・・・1,700名（実施率100%）

## 4. その他

### ①発注者綱紀保持に関する事務連絡の発出状況について

発注者綱紀保持担当者から、管内全部署に対して発注者綱紀保持の徹底等について、下記のとおり事務連絡を発出した。

【5月16日付け事務連絡】

東北農政局管内において、職員がゼネコンに再就職した OB に入札に関する非公開情報を漏洩したとの報道を受けて発出。

(内容) 発注者綱紀保持の徹底

**【11月1日付け事務連絡】**

再発防止策の一環として、農業農村整備事業の入札契約に携わる全職員に対する聞き取り調査結果の公表を受けて発出。

(内容) 更なる発注者綱紀保持の徹底、事業(務)所等へ研修実施の指示

**②各出先機関の事業者との応接方法等の状況について**

農業農村整備事業に関連する出先機関(8箇所:筑後川下流、筑後川下流左岸、川辺川、肝属中部、有明、駅館川、玉名横島、沖永良部)について、事業者との応接方法等の状況を確認したところ、各機関とも庁舎内事務室前に執務室内への出入り制限の貼り紙やカウンターにチラシを備え付けるなどの事業者への注意喚起を行っていた。事業者の来訪時は、まず庶務担当者が直接対応し、執務室内に事業者が入らないようにし、カウンターや打合せスペースで担当職員が対応するなど適切な対応がされている状況であった。

## 令和元年度発注者綱紀保持対策方針について（案）

## 1 目的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

## 2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修等を実施する。

## (1) 研修対象者

九州農政局本局、県拠点、管内事業(務)所の職員を対象とする。

## (2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図るとともに、本省から提供された資料を活用し内容の充実を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため、本省が実施する「発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修」については、全職員が受講するよう取り組む。
- 3) 特に下記について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
  - ①平成 30 年 11 月 26 日から 12 月 21 日までに実施した発注者綱紀保持対策 e ラーニング研修の中で正解率の低かった項目(解説の周知)
  - ②不適正事案が起こる原因や対策(事例等)
- 4) 必要に応じて公正取引委員会及び大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

## (3) その他

- 1) 管内の諸会議等を活用し、研修を実施する。
- 2) 退職予定職員に対する退職前研修を実施する。
- 3) 各部署職員への研修内容の周知状況について、フォローアップ調査を実施する。

## 3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

平成 30 年度に引き続き、以下の取組を実施する。

## (1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

## (2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

## 4 その他

執務室等の実情を踏まえた事業者との応接方法の向上を図る。特に、国営管内事業(務)所については、会計監査、行政文書監査、情報セキュリティ監査の機会を利用して、監査担当者が現場担当者と応接環境等の改善に向けた意見交換を行う。